

鹿児島県後期高齢者医療広域連合指定金融機関及び収納代理金融機関の
指定について

平成20年4月1日

告示第5号

最終改正 平成30年2月7日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項及び第4項の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合指定金融機関及び収納代理金融機関を下記のとおり定めたので、同条第8項の規定により告示する。

記

1 指定金融機関

鹿児島県信用農業協同組合連合会

2 収納代理金融機関

鹿児島みらい農業協同組合

いぶすき農業協同組合

南さつま農業協同組合

さつま日置農業協同組合

北さつま農業協同組合

鹿児島いずみ農業協同組合

あいら農業協同組合

そお鹿児島農業協同組合

あおぞら農業協同組合

鹿児島きもつき農業協同組合

肝付吾平町農業協同組合

種子屋久農業協同組合

あまみ農業協同組合

3 指定日

平成20年4月1日

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、鹿児島県後期高齢者医療広域
連合指定金融機関の指定について（平成19年告示第1号）は、廃止する。

附 則（平成21年2月24日告示第5号）

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成22年2月18日告示第5号）

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成30年2月7日告示第3号）

この告示は、平成30年3月1日から施行する。